

# 住民に背を向けたガラスバッジ論文

—7つの倫理違反で住民を裏切る論文は政策の根拠となり得ない

黒川眞一  
島 明美

くろかわ しんいち  
高エネルギー加速器研究機構名誉教授  
しま あけみ  
福島県伊達市民

## 発表された論文

福島県立医科大学(以下医大とよぶ)の宮崎真氏と東京大学の早野龍五氏(当時、現名誉教授)は、福島県伊達市の市当局から提供された、伊達市民のガラスバッジによる個人線量測定データと内部被曝線量データを用い、*Journal of Radiological Protection* 誌に論文シリーズとして三つの論文を発表するはずであった。この論考では、シリーズ論文の総称を宮崎早野論文とよび、論文を区別するときには、第1論文、第2論文、第3論文とよぶことにする。筆頭著者である宮崎真氏は、2015年1月から、伊達市の放射線に関する市政アドバイザーを務めていることを特に記しておく。これまでに第1論文が2016年12月に、第2論文が2017年7月に発表されているが、第3論文はまだ発表されていない。この論考中に示すように第3論文は、今後発表されることはない。

宮崎早野論文として、すでに発表された論文は次の二つである。

第1論文：Individual external dose monitoring of all citizens of Date City by passive dosimeter 5 to 51 months after the Fukushima NPP accident (series): I. Comparison of individual dose with ambient dose rate monitored by aircraft surveys  
Makoto Miyazaki and Ryugo Hayano  
*J. Radiol. Prot.*, **37**, 1-12(2017)<sup>1</sup>

第2論文：Individual external dose monitoring of all citizens of Date City by passive dosimeter 5 to 51 months after the Fukushima NPP accident (series): II. Prediction of lifetime additional effective dose and evaluating the effect of decontamination on individual dose

Makoto Miyazaki and Ryugo Hayano  
*J. Radiol. Prot.*, **37**, 623-634(2017)<sup>2</sup>

政府は、宮崎早野論文を政策の根拠となる資料として取り上げている(注1)。

## 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」とは

まず、指摘しておきたいことは、宮崎早野論文は文部科学省と厚生労働省が定めている「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(以下倫理指針とよぶ)に従わなければならない研究だということである。この倫理指針は2014年12月22日に策定され、2017年2月28日に一部改正が行われている。

それでは、この倫理指針とはどのようなものであろうか。倫理指針の前文(注2)をまとめると、「研究対象者の福利は、科学的及び社会的な成果よりも優先されなければならない。また、人間の尊厳及び人権が守られなければならない。」<sup>3</sup> であり、「日本国憲法、我が国における個人情報保護に関する諸法令及び世界医師会によるヘルシンキ宣言(注3)等に示された倫理規範も踏まえ」<sup>4</sup> しており、

それまであったいくつかの「指針の適用範囲が分かりにくいとの指摘等から、今般、これらの指針を統合した倫理指針〔すなわち「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」のこと、筆者注〕を定めることとした。」そのようにして定められた「指針は、人を対象とする医学系研究の実施に当たり、全ての関係者が遵守すべき事項について定めたものである。また、研究機関の長は研究実施前に研究責任者が作成した研究計画書の適否を倫理審査委員会の意見を聴いて判断し、研究者等は研究機関の長の許可を受けた研究計画書に基づき研究を適正に実施することを求められる。」ということである。

宮崎早野論文のもととなった研究は、2015年11月2日に研究計画書が医大に提出され、同年12月17日にNo. 2603として医大学長の承認を受けている。

## 宮崎早野論文の主たる倫理指針違反

宮崎早野論文はいくつかの点で倫理指針に違反している。特に重大な違反は、(1)医大の研究に自分のデータを提供することに同意していない伊達市民のデータを使用していること、(2)研究を実際に始める前に、研究対象者である伊達市民に研究内容を公知せず、同意撤回の機会を与えなかったこと、(3)伊達市長室から論文作成を依頼されたことを隠していたこと、(4)研究が倫理審査委員会による審査を通り学長による承認を得る前に、伊達市民のデータが宮崎氏と早野氏に提供され、このデータを使った研究発表が早野氏によって行われていること、(5)研究計画書に書かれている内部被曝線量と外部被曝線量の相関を調べる研究を発表せず、研究を終了したこと、(6)研究終了報告書に研究計画書には書かれていない研究を成果として報告していること、そして、(7)倫理指針がデータをできるだけ長期間保管するようにと定めているにもかかわらず、全データを研究終了時に廃棄していることである。

## 宮崎早野論文はデータ提供に同意していない市民のデータを用いている

ヘルシンキ宣言および「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」は、研究を行うにあたっては、研究対象者から同意をとらなければならないことを重要な原則としている。

医大の倫理審査委員会に提出された研究計画書には、「8 研究対象者の選定方針」の項に、「閲覧解析の対象者はデータを本機関に提供する同意があったものに限られる」<sup>(注4)</sup>と明確に書かれている。それでは、この研究の研究対象者は、本当にデータを医大に提供する同意があったものに限定されているだろうか。

第1論文の表1中の2012年Q3期間(2012年10月から12月)にN=59056、また、図4のc)にもn=59056と書かれており、この期間の研究対象者の数が5万9056人であることは明らかである(『科学』ウェブサイトの宮崎早野論文和訳版を参照)。この人数は当時の伊達市の人口の9割以上であり、すべてが同意者であるとは考えにくい。実際、2018年9月に行われた伊達市議会における一般質問に対する答弁で、伊達市側は次のように答えている。

「同意、不同意の数でございますが、7月から9月期の測定結果送付時で、測定者が5万8,481人でありました。その中で同意された方が3万1,151人、不同意の方が97人、未提出の方が2万7,233人となっております。率にいたしますと同意の方が53.3%、不同意の方が0.2%、未提出の方が残り46.5%という状況になっております。」<sup>9</sup>

ここで書かれている7月から9月期とは2012年7月から9月、すなわち、2012年Q2のことである。期のちがいによる変動があるが、ガラスバッジの測定者数がほぼ5万9000人であり、同意者は約3万1000人しかいないことを認めている。宮崎早野論文が同意していない市民のデータを使っていることは間違いのない事実であり、研